

ISSN 1343-2001

TOKYO
UNIVERSITY
OF
INFORMATION
SCIENCES

東京情報大学 研究論集

Vol.4 No.2・3合併号 抜刷

小島 義輝

企業合併をめぐる公正価値会計
物価変動会計の研究(4)

東京情報大学

2001. 3

企業合併をめぐる公正価値会計 物価変動会計の研究 (4)

小島 義輝*

はじめに (論文要旨)

この論文は次の7節から成り立つ。

- I 我が国の合併会計基準は未整備
- II 公正価値法の強制適用 — パーチェイス法
- III 企業合併がもたらす暖簾の特質
- IV 消極暖簾の会計処理への批判
- V 歴史的元価への回帰 — プーリング法
- VI 現行プーリング法への批判
- VII 公正価値プーリング法への展開

我が国では、企業合併の会計基準が未整備である。確かに、「商法」や「企業会計原則」には、暖簾（営業権）や合併差益に関する規定がある。ところが、被合併会社から継承した資産と負債についての評価基準を欠く。

本論文では、まず、合併を含む企業結合をめぐる国際会計基準委員会 (International Accounting Standards Committee, IASC) の会計基準 (パーチェイス法とプーリング法) に準拠する会計処理を提示する。さらに、IASCが定めた会計基準に内在する問題点を批判し、それらを打開するための提案を用意する。

第1の論点では、「取得」(買収)におけるパーチェイス法 (公正価値法) をとりあげ、合併差益ないし消極暖簾の会計処理を考察する。筆者の批判は、消極暖簾の経済的本質、会計学的認識、会計上の処理と表示にわたって展開する。

第2の論点では、プーリング法と「持分統合」(持分融合)の背景にある、歴史的元価仮説と永續企業仮説の概念を考察し、IASCと米国公認会計士協会 (American Institute of Certified Public Accountants, AICPA) が強制適用と定めた現行のプーリング法を批判し、公正価値プーリング法への発展を、筆者は主張する。

第3の論点では、我が国の合併を含む企業結合に対して、会計制度上から公正価値法を採用すれば、長年にわたってオフバランスとされてきた含み損ないし含み益が、合併後の貸借対照表にオンバランス化することを明らかにする。それによって、株主および債権者は、合併後の貸借対照表を見て、合併の経済効果を確認できる。さらに、合併によって獲得された新資源を、はたして経営陣が有効に運用したか否か、経営陣の実力評価も可能となること、を説く。

I 我が国の合併会計基準は未整備

「合併」とは商法上の用語である。「二つ以上の会社が商法の特別規定により、一つの会社と化し、一つ以上の会社の消滅と権利義務の包括的移転とを生ずる、これら会社間の契約」¹をさす。また、合併とはほぼ同様の経済効果をもたらす契約には、営業譲渡、株式取得（株式買収）、株式交換などがある。

合併のステップは、対象会社の選定から始まって、その株式取得（株式買収）または株式交換などを経て、子会社から合併へ、と一連の企業結合の経過をたどる。その子会社を、そのまま存続させるか、それとも合併へ踏み切るかは、親会社の経営陣の決断にかかる。つまり、合併とは、企業結合をめぐる幾つかの方法のうちの一つの選択肢である。

これら一連の企業結合に関する会計基準には、持分法（持株20%以上）、連結財務諸表（持株50%超）が個々に用意された。だが、我が国の合併会計は、投資勘定や連結の会計基準から孤立して、未整備である。たとえば、商法の合併に関連する会計規定は、暖簾（285条ノ7）、合併差益（288条ノ12）にとどまる。企業会計原則も営業権（企原注解25）、合併差益（企原注解19）がある。

ところが、「商法」も「企業会計原則」も画龍点睛を欠く。合併によって継承した資産および負債に関して、何ら評価規定がない。「合併当事会社の裁量に委ねられた、緩やかな規定」²と評され、また、合併劇をめぐる双方の多事多難に紛れて、その舞台裏の片隅で恣意的な会計処理が行われてきた由縁がここにある。

合併法人が被合併法人から「継承シタル財産ノ価額」を、法人税法は「受入価額」と称した。ところが、その受入価額の決定に関して、資産の時価を限度とする旨が規定された³。その「時価」は、「それぞれの財産の現況に応じ、不特定多数の当事者間で自由な取引が行われる場合に通常成立すると認められる価額」と定義された⁴。したがって、もし受入価額が被合併法人での帳簿価額を超過すれば、課税対象となる合併差益が派生する⁵。

「商法」および「企業会計原則」では、合併差益を原則として資本剰余金と分類した。この指定分類によって、「合併イコール資本取引」というパスワードを天下に広告した。さらに、今となっては信じられないことながら、ガイドラインなしに、受入価額の決定を合併法人の経営者の裁量に委ねてしまった。そこで、合併会社の経営者は、課税を延ばしたいばかりに、お伽話のような昔々の歴史的原価（簿価）を、被合併会社から継承した資産につけて、合併後の財務諸表を公開してきた⁶。

我が国における事実上の会計基準である「商法」や「企業会計原則」は、なぜ合併を資本取引と見るのか、その理論構成と会計基準の設定を欠いた。そのために、現実の会計実務では、合併会社が継承した純資産の価額に、従来の帳簿価額が付され、公正価値は会計情報として、投資家に開示されなかった。その結果、合併というドラマチックな大戦略がもたらしたはずの経済効果の全貌を、合併後の貸借対照表は鮮明な信号でマーケットへ伝達しなかった。

会計人の養成を目的とした簿記検定、税理士、公認会計士などの資格試験では、会計基準が未整備であるにもかかわらず、合併に関する計算問題が出題される。非公式とされる「模範解答」なるものを見ると、いったい何に準拠して、そういう解答になるのか、解答の根拠と客観性が薄弱で、受験者イジメがまかりとおっている。肝心の出題者さえも、我が国の会計基準が合併に関して未整備である事実、無知かつ無頓着ではないかと疑われる。

Ⅱ 公正価値法の強制適用 — パーチェイス法

IASCは、合併を含む企業結合に関して、取得法人（acquirer、議決権株式の過半数を取得した法人、経営方針もしくは取締役会人事に事実上の支配権を行使できる法人）に対して、パーチェイス法(the purchase method)を強制適用とした。被取得法人（acquiree）から継承した資産と負債は、取得法人の貸借対照表に公正価値をもって計上し、積極暖簾（消極暖簾）を資産の部にプラス（マイナス）で表示し、少数株主持分を明示しなければならない旨を定めた。⁷

米国の財務会計基準委員会（FASB）でも、パーチェイス法の強制適用は、IASCとほぼ同じである。ただし、パーチェイス法を適用する要件は多少異なる⁸。また、FASBは、消極暖簾の計上を渋った。そして、取得時にもし消極暖簾が出た場合には、その分だけ非流動資産と消極暖簾を即座に相殺し、消極暖簾を消去させる。

IASC の標準処理（benchmark treatment）に準拠する、取得日におけるパーチェイス法の会計処理を次に提示したい。解説の便宜から、取得法人をA社、被取得法人をB社とする。A社は、B社の株主が保有する議決権株式を買収（持株割合は50%超）したと仮定する。

A社の総勘定元帳における結合仕訳

《議決権株式を取得》

(借) 投資（B社普通株式）	xxxxx①	(貸) 当座預金	xxxxxx③
一般管理費	xxxxxx②		

① = (B社の株式を取得するため、A社が提供した約因の公正価値) + (取得を実行するための直接原価、たとえば、登記費用、株式発行費、ならびに、公認会計士、弁護士、鑑定人、その他の専門家への報酬)。

② = (取得のための事務局的運営費) + (特定の取得に直接関連づけられない原価)

③ = ① + ②

A社の連結精算表における消去仕訳

《内部持分を消去》

(借) 資本金（B社）	xxxxxx④	(貸) 投資（B社普通株式）	xxxxxx⑨
資本剰余金（B社）	xxxxxx⑤	少数株主持分	xxxxxx⑩
利益剰余金（B社）	xxxxxx⑥		
含み資産（B社）	xxxxxx⑦		
暖簾（B社）	xxxxxx⑧		

④+⑤+⑥ = B社の資本の部合計（簿価）。

⑦ = B社の識別可能純資産の公正価値が簿価を超過する差額

= Σ B社の各識別可能資産勘定（公正価値－簿価）。

⑧ = (A社がB社の株主に提供した資産の公正価値) - (B社の識別可能純資産の公正価値) × (A社の支配持株割合)

= ⑨ - (④+⑤+⑥+⑦) × (A社の支配割合)

= 暖簾の償却は定額法、償却期間は20年以内、ただし、合理的な根拠があれば定額法以外の償却方法も可。

⑨ = ①。

⑩ = 取得時B社の純資産の簿価に対するA社の少数株主持株割合

$$= (\text{④} + \text{⑤} + \text{⑥}) \times (1 - \text{支配持株割合})$$

= 許容代替的处理 (allowed alternative treatment) は

$$[(B \text{ 社の識別可能純資産の公正価値}) \times (1 - \text{支配持株割合})]。$$

以上のとおり、パーチェイス法では、取得日（B社への支配権をA社が取得した日）に、連結貸借対照表を作成する。言い換えると、A社が合併に踏み切ったか否か（B社もしくはA B両社が消滅したか否か）の事実関係をいっさい無視して、取得日において、A社が連結貸借対照表を作成し、その中にB社の識別可能な純資産を公正価値で引き継ぐのである。

Ⅲ 企業合併がもたらす暖簾の特質

我が国の「商法」や「企業会計原則」には「合併差益」の規定がある。そして、なぜか合併差益は画一的に資本剰余金と分類された。この分類は果たして適切かどうか、再検討してみよう。

まず、「暖簾（営業権）」ないし「合併差益」は合併の帰結である。さらに、株式取得は経済行為であったから、等価で交換されたはずである。以上の事実から「1式」が成り立つ。

$$I = \gamma E + X \cdots \cdots \cdots [1 \text{ 式}]$$

ただし、

I = 被取得法人の純資産を継承するために取得法人（合併会社）が提供した資産の公正価額
= 投資勘定。

γ = 取得法人（合併会社）が取得した普通株式の被取得法人における持株割合
= 支配割合、ただし $[0.5 < \gamma \leq 1]$ 。

E = 取得法人（合併会社）が引き継いだ資産と負債の公正価値
= 識別可能純資産の公正価値。

X = 取得法人（合併会社）が継承したことは確かであるが、その貸借対照表に載せられない経済価値
= 立地、人材、研修、技術、信用、評判、顧客、品質、経験、歴史など。

つぎに、1式を変形すれば2式に変わる。

$$\begin{aligned} X &= I - \gamma E \\ &= I + (1 - \gamma) E - E \\ &= \text{投資勘定} + \text{少数株主持分} - \text{識別可能純資産} \cdots \cdots [2 \text{ 式}] \end{aligned}$$

「2式」を使って、Xの挙動を吟味しよう。もし被取得法人（被合併会社）が普通の健全な企業であれば、取得法人（合併会社）の投資勘定（保有する株券）の公正価値はプラス、それに連れて、少数株主持分の公正価値もプラスとなり、これら公正価値の総額は識別可能純資産の公正価値を超過するから、Xは当然にプラスの値をとる。すなわち、企業資産が有機的に結合された被取得法人の総体としての企業価値は、個々の識別可能な純資産の公正価値を単純に合算した総額よ

りも大きい。

逆に、もし被合併会社がすでに債務超過に陥っておれば、識別可能純資産の公正価値はほとんどゼロで、「危ない会社」のリストに載り、株価はゼロまで下落するから、少数株主持分の公正価値もゼロ。さらに、投資勘定（株券）は、被取得法人の債務超過状態を反映しマイナスである。確かに、株券の市場価額はただの紙屑で、マイナスにならない。ところが、ここで取り上げた株券は子会社のもの。子の不始末は親の責任、親は子の行為に対して事実上は無限責任である。ゆえに、投資勘定はマイナス方向に深々と沈み、Xもマイナスとなる。要するに、Xは、被取得法人（被合併会社）の未来における栄枯盛衰を鏡に映した、まさに未来の自画像である。

さて、Xを国際的には「グッドウィル」、我が国では「暖簾」ないし「合併差益」という。上述の吟味で分かるように、暖簾と合併差益は一枚の銀貨のオモテとウラの関係に当たる。もし銀貨のオモテを資本剰余金のプラスと主張するなら、そのウラも資本剰余金のマイナスと言わなければ辻褄が合わない。さもないと、我が国の会計人には舌が二枚ある証拠として、引き合いに出される。

果たしてXは資本剰余金の仲間か。現物出資説でいう「出資」とは、企業がその株式を発行した当初に限って使われる概念である。いったん発行体の外に流れ出した後に転々した株券を、オープン・マーケットを通して（あるいは私的に）、誰かが購入しても、それを会計学では出資と言わない。それは単に有価証券の入手であって、資産取引である。もしかかる株券の購入までも資本取引に含めれば、それは重大な錯誤となる。

つまり、被合併会社の株主から、その保有する株券を合併会社が取得した取引は、たとえそれが巨額であろうと、資産取引であって、断じて資本取引ではない。ゆえに、株券の取得が原因となって、その錯誤の結果として、資本剰余金を変動させてきた、我が国の会計処理は的はずれである、と筆者は断ぜざるを得ない。

積極暖簾（プラスX）は、合併後の企業体において将来に実現すると見込まれる超過利潤を表す。ゆえに、合併した時に、Xを一括して損失処理すれば、対応原則の違反となる。つまり、対応原則が論拠になって、積極暖簾（借方暖簾）は無形固定資産として繰り越すルールができたのである。

Ⅳ 消極暖簾の会計処理への批判

次の消去仕訳のとおり、消極暖簾（negative goodwill、貸方暖簾）も、連結精算表に出現することがある。

A社の連結精算表における消去仕訳

〈内部持分を消去〉

(借) 資本金 (B社)	xxxxx④	(貸) 投資 (B社普通株式)	xxxxx⑨
資本剰余金 (B社)	xxxxx⑤	少数株主持分	xxxxx⑩
利益剰余金 (B社)	xxxxx⑥	暖簾 (B社)	xxxxx⑧
含み資産 (B社)	xxxxx⑦		

④～⑩の定義はⅡ節の「消去仕訳」と同じ。

この消極暖簾（マイナスX）は、被合併会社から引き継いだ識別可能な純資産の公正価値（＝④＋⑤＋⑥＋⑦－⑩）が、合併会社の提供した資産の公正価値（①＝⑨）を超過した差額である。喩えて言うなら、花嫁の持参金が、花婿の払った結納金を超過した差額に似ている。持参金と結納金は、どちらも貨幣資産であるから、花婿側が収受した持参金が結納金を超える超過差額は、花婿側にとってそっくり実現した利益と認識しても、問題はない。

被合併会社から引き継いだ「識別可能な純資産の公正価値」とはいったい何か。それが、いよいよ重大なポイントとなる。獲得した「識別可能な純資産の公正価値（the fair values of the identifiable assets and liabilities acquired）」とは「識別可能な資産の公正価値が負債の公正価値（現在価値）を超過する差額」である。「識別可能な資産」は「貨幣資産」と「非貨幣資産」とかなる。負債も「貨幣負債」と「非貨幣負債」とで構成される⁹。

筆者の見解によれば、要するに、消極暖簾とはパーチェイス法の帰結で、合併を含む企業結合に由来した実現利益と未実現利益の複合物である。実現原則に照らせば、消極暖簾の一部分は、合併契約を履行した時点で、利益として認識しなければならない。その一部分とは、消極暖簾を生み出す元となった対価総額に占める正味貨幣資産（＝貨幣資産－貨幣負債）の割合に見合う消極暖簾の金額である。消極暖簾の残る部分〔消極暖簾を生み出す元となった対価総額に占める正味非貨幣資産（＝非貨幣資産－非貨幣負債）の割合に見合う消極暖簾の金額〕は、未実現利益である。未実現利益は、いったん繰り延べて、合理的な方法で償却し、将来の期間の実現利益とする。以上が、会計理論の筋道に従う、消極暖簾をめぐる会計処理の原則である。

IASCが定めた消極暖簾の会計処理を次に引用する¹⁰。

〔段落61〕消極暖簾は、取得法人の計画の中で特定され、信頼ある測定が可能とされた、将来の諸損失および諸費用の予想金額と関連づけられるまでの金額であれば、それらに見合う特定の負債が取得日現在で計上されていない限り、〔いったん繰り延べて〕将来の期間において諸損失および諸費用が計上される時に、〔償却して〕利益として計上しなければならない。〔ただし〕、かかる諸損失および諸費用が将来に計上される見込みがなければ、消極暖簾は段落62(a)(b)の方法によって処理しなければならない。

〔段落62〕消極暖簾は、取得日の時点で信頼ある測定が可能とされ、将来の諸損失および諸費用の予想額と関連づけられない金額であれば、損益計算書の利益として、次のとおり計上しなければならない。

(a)消極暖簾の金額が識別可能な非貨幣資産の公正価値総額以内に納まれば、取得した識別可能な償却資産（depreciable/amortisable assets）の加重平均耐用残存年数にわたって、その消極暖簾を体系的な方法で償却し、将来の期間の利益として認識しなければならない。

(b)消極暖簾の金額が、取得法人が継承した識別可能な非貨幣資産の公正価値の総額を超過すれば、その超過差額は即座に利益として認識しなければならない。

〔段落63〕取得法人の計画のなかで特定され、信頼ある測定が可能とされた、将来の諸損失および諸費用の予想金額と関連づけられない金額であれば〔消極資産は、繰り延べ〕、識別可能な償却資産に備わった将来の経済的便益を消費するに連れて〔償却して〕、消極暖簾〔の償却額は〕は利得であり、認識されて利益となる。貨幣資産の場合には、即座に認識されて利益となる。

（抄訳と〔・・・〕内の補足は筆者）

上記の段落61～62は強制適用規定である。だが、段落63には、強制規定の字句が含まれず、段落62の償却額に関する追加説明と受け取れるが、段落62～63には相互矛盾（後述）も見える。段落63の原文は玉虫色で、ロジックと記述に厳密さを欠く。

そこで、強制適用規定である段落61に、少し立ち入ってみたい。ある法人の大株主達から、彼らの提示した価額で、それらの株式をもし買収すれば、取得法人は買収後に損失をだしたり、特別な費用がかさむと予想をされた。そのために、交渉過程で買収価額を特別に値切った。つまり、将来の損失や特別費用は百も承知で、その法人の過半数の株式を取得した。もし計画したとおり、買収後の企業経営や諸事態が展開すれば、取得時の消極暖簾は、将来の損失や特別費用と相殺する積もりであった。

さて、ここまでの段階は密室の中、買収交渉は極秘に進む。次の段階は、合併を含む企業結合の契約を履行した直後に移る。消極暖簾が帳簿上に出現し、それを「計画書」どおり繰り延べて、やがて損失や特別費用が発生した会計期間になってから、消極暖簾を「計画書」どおりに償却した。このように、消極暖簾をめぐる会計処理の拠り所は、合併契約書、計画書、陳述書だけである。

段落61は、一見すると説得力に富む処理規定であるが、机上の空論となる脆さがある。この種の「関連づけられる消極暖簾の金額」なるものは、誰が関連づけの判断を下し、そのための根拠を誰が用意するのだろうか。それは、買収交渉に当たった幹部職員とそれを指揮監督した経営者である。段落61の会計処理の対象となる消極暖簾の当初計上額と将来の償却額を算定する根拠として、買収契約書（株式譲渡契約書）以外の客観データが使われず、幹部職員が書いたとされる内部資料（計画書、陳述書）に依拠した自主計上、自主償却となる。

それゆえに、「将来の諸損失および諸費用の予想額と関連づけられる金額」と「関連づけられない金額」の判断を、経営者の裁量に事実上は委ねたのである。経営者の裁量への歯止めとして、段落62～63の規定がある¹¹。ところが、段落62の会計処理によって、客観データを使って消極暖簾の一部をいかに慎重に償却した外観を装っても、それは後追いの取り繕いである。消極暖簾についての肝心な会計的判断（消極暖簾の総額を段落61処理法と段落62処理法とに山分けする判断）は、内部資料に依拠した（段落61において、軍配を経営者にすでに渡した）ために、段落62の会計処理法は、惜しくも後の祭り、刃止めの効果を發揮しない。

それでは、いったい何処に消極暖簾を表示するのか。積極暖簾が貸借対照表に表示されるはずの位置に、資産から控除する形式で、消極暖簾を掲記しなければならないと、IASCは定めた¹²。そもそも、積極暖簾でさえ手短かに要領よくは説明しにくい勘定科目である。それに輪をかけて摩訶不思議な消極暖簾を、よりによって、わざわざ資産の部にマイナスで表示するという難解な表示は、貸借対照表の理解可能性を後退させる恐れがあり、筆者は賛同しない。財務諸表を分析する人々に、頭痛の種をまた一つプレゼントするのがオチである。米国方式は、（継承した正味貨幣資産に見合う部分の消極暖簾に関する会計処理に慎重な配慮を欠くという難点はあるが）、消極暖簾を繰延収益として負債の部に表示させる方式を採用したので¹³、表示に関するかぎり米国方式のほうが明解である。

合併を含む企業結合に対してパーチェイス法を強制適用する論拠は、平易に表現すると、買収された法人を事実上は資産と負債の「塊」と見て、それを一括して買い取った。その後は、焼いて食おうと、煮て食おうと、その料理法は、取得法人の経営陣の才覚一つにかかっている、との経済的実質の重視にあった。

経済的実質で見ると、取得法人が獲得した純資産の中で正味貨幣資産に見合う消極暖簾の部

分は、実現原則に照らすと、獲得した時点ですでに実現した利益である。その部分までを、未実現利益として繰り延べると、会計学の公準である「収益認識原則（実現原則）」に背反する、と筆者は考える。段落63の第2センテンスは、筆者の最真目に見ると、筆者の主張した会計学的認識を採用したと読めなくはない。ところが、もしそう読むと、段落63の後半は段落61～62(a)の強制処理規定を真っ向から否定することになり、追加説明規定が強制規定を否定するという論理矛盾をおこす。よって、段落63の第2文章は、段落62(b)についての追加説明である、と解釈するしかない。つまり、筆者の主張、すなわち《「被取得会社から引き継いだ純資産の公正価値に占める正味貨幣資産の割合に見合う部分の消極暖簾」を、合併を含む企業結合に由来する利益として、即座に認識する会計処理方法》を、IASCが支持かつ採用した証拠は、見あたらない¹⁴。

IASCの消極暖簾に関する規定には、以上のような問題点があるので、安易に日本基準として採り入れることに筆者は疑問である。

V 歴史的元価への回帰 — プーリング法

IASCは、持分統合（unitings of interests、次の引用文を参照）に該当する企業結合に対して、プーリング法（the pooling of interest method）を強制適用とした¹⁵。

〔企業結合においては〕結合当事者のどちらが取得法人（an acquirer）であるかを、特定できない状況が例外的に見られる。一方の優勢な法人が登場せずに、結合前の両法人（combining enterprises）の株主は、双方の純資産および経営の全部ないしほぼ全体にわたる支配に、実質的に対等な立場で参画する。さらに、双方の経営陣は、結合後の企業体（combined entity）における経営陣の位置をも占める。〔そして〕結合後の企業体をめぐる諸リスクと諸便益を、双方の株主は相互に共有し合う結果をきたす。この種の企業結合は、持分統合（a uniting of interests）として会計処理する。¹⁶（抄訳と〔・・・〕内の補足は筆者）

そこで、IASCに準拠する、現行プーリング法の会計処理を次に提示したい。解説の便宜から¹⁷、株式交換のために普通株式を交付した法人をA社、A社の提案（株式交換）に応じ、保有する普通株式をA社に提供した株主達が所有した法人をB社とする¹⁸。さらに、この株式交換を契機として、A B双方の株主には、結合後の企業体をめぐる諸リスクと諸便益を相互に共有し合う関係（mutual sharing of the risks and benefits）が成立したと仮定する¹⁹。

A社の総勘定元帳における結合仕訳

《過半数の議決権株式を交換》

(借) 投資(B社普通株式)	xxxxx①	(貸) 資本金(A社)	xxxxx③
一般管理費	xxxxx②	資本剰余金(A社)	xxxxx④
		利益剰余金(A社)	xxxxx⑤
		当座預金	xxxxx⑥

① = (B社純資産の簿価) × (A社の持株割合)

= A社の投資勘定はB社資本の簿価を引き継ぐ。

② = ⑥ = 持分統合を実行するための支出。

③ = (A社が交付した株数) × (A社普通株式の額面価額)²⁰。

④ = B社の払い込み資本総額(簿価)をA社の払い込み資本総額の増加額として引き継ぐ。

= (B社の払い込み資本総額) × (A社の持株割合) - (A社法定資本金の増加額)

= [(B社の資本金) + (B社の資本剰余金)] × (A社の持株割合) - ③。

⑤ = B社の利益剰余金 = B社の創立以来の利益剰余金(簿価)をA社の利益剰余金として引き継ぐ。

A社の連結精算表における消去仕訳

《内部持分を消去》

(借) 資本金 (B社)	xxxxx⑦	(貸) 投資 (B社普通株式)	xxxxx⑩
資本剰余金 (B社)	xxxxx⑧	少数株主持分	xxxxx⑪
利益剰余金 (B社)	xxxxx⑨		

⑦+⑧+⑨ = B社の資本の部合計(簿価)。

⑩ = ①。

⑪ = B社の純資産の簿価に対するA社の少数株主持株割合

= (⑦+⑧+⑨) × (1 - A社持株割合)。

パーチェイス法では、取得日において連結貸借対照表しか作成しなかった。もちろん、パーチェイス法でも、取得日からその会計年度末までの端数期間に対しては、フル・セットの連結財務諸表を作成する。ところが、現行プーリング法では、持分統合が成立した日の属する会計年度末において、当該年度の丸一年にわたる完全な連結貸借対照表、連結損益計算書等のフル・セットの連結財務諸表を作成する(正式には「合算財務諸表」(combined financial statements)²¹と呼ぶが、以下では「連結財務諸表」と通称する)。

現行プーリング法のもとで、こうして出来あがった、結合後の企業体に関する、丸一年分かつフル・セットの連結財務諸表は、株式交換がすんだ双方の株主への共通の決算報告として使われる。ところが、いきなり持分統合をした単年度だけの連結財務諸表を見せられても、双方の株主にとって、その情報は利用価値に乏しい。会計情報は、少なくとも期間比較できる形式に加工され直して、はじめて利用価値が出るという特質がある。

そのために、比較表示しようとする全期間の先頭年度の年初まで、持分統合を遡及させて、両法人の財務諸表の全項目を結合させる。読者の便のために、あたかも持分統合が過年度においてすでに成立していたかのように、情報加工を施すのである。それも合算財務諸表と呼ぶ。

以上のとおり、現行プーリング法では、持分統合が成立した日をまたぐ初年度の末日に、丸一年かつフル・セットの連結財務諸表を作成する。言い換えると、AB両法人が合併に踏み切ったか否か(AB両法人の一方または双方が消滅したか否か)の事実関係をいっさい無視して、連結財務諸表を作成し、その中に結合前の両法人の資産、負債、資本、ならびに収益、費用、キャッシュ・フローまでを組み込むのである。

現行プーリング法の適用要件を国際基準と米国基準とで比較すると、米国基準のほうが遙かに厳格である。たとえば、株式交換の度合いに関しては、国際基準が両法人ともに過半数(50%超)である。ところが、米国基準では両法人ともに事実上の全株数(その判定は90%以上)と定められた。

Ⅵ 現行プーリング法への批判

「持分統合」とはいったい如何なる姿か、具体的にイメージしにくい。やむを得ず、筆者は毎度の講義で「互角の横綱が土俵中央でガブブリ四つに組んだ大相撲」と喩える。当たらずとも遠からずだが、そんな単純なものでもない。

IASCの[unitings of interests]を「持分統合」と筆者は拙訳したが、若干の躊躇がまだある。「持分融合」のほうが、もっと相応しいのではなかろうか、と迷う。ちなみに、米国基準では[a fusion of equity interests]（持分融合）という用語を使って概念説明を試みた²²。

四つに組んだ互角の横綱相撲は、融合どころか、競合である。両横綱はもちろんのこと、両横綱をとりまく鼯鼠衆や応援団も敵味方の関係である。ところが、持分統合とは、今まで競合してきた両法人が、積年の恨み辛を捨てて、恩讐の彼方で実質的に資源、事業、経営を融合（提携ないし協同）するのが動機で、しかも目的である。双方の株主が株式を相互交換したから、「貴方の物は私の物、私の物は貴方の物」²³、という状態になった。この場合の「物」は巨大な法人である。したがって、より正確には「貴方の会社は私の会社、私の会社は貴方の会社」となった。結合後の企業体は、豊富な資源と拡大したフロンティアを縦横に使い、呉越同舟のシナジーをスプリングに、従来よりも遥かにダイナミックに戦略展開する。

庶民感覚でとらえると、持分統合とは、まさに結婚、新家庭のスタートに似る。A君とB嬢は、法律上は別々の個人であるが、その経済的実質は、家計という一経済単位に融合され、喜びと悲しみを相互に共有する。法的形式と経済的実質が相矛盾する場合に、会計学は経済的実質を重視し、法的形式を無視する。持分統合の実質は一企業体である。ところが、IASCは法的形式を重視し、新しい企業体が発足したのに、なぜかそれを会計主体として認定することに逡巡した。

そこで、持分統合の舞台裏を覗いてみよう。双方の株主は、株式交換に合意する前に、株式交換の候補となった法人について、収益力、成長力、経営戦略、安全性、株式のリスクとリターンなどにつき詳細な調査をした。そのため、M&Aの専門家に助言を求め、調査も依頼した。その筋の専門家なら、第1に、公式 $[MV = EPS \times PER]$ を知っていた。第2に、貸借対照表は歴史的原価をベースに作成されて、名目価値しか表示しないという重大な欠陥を指摘し、それを公正価値に直し、企業の実質的な収益力、成長力、安全性などを診ることの重要性を助言した。第3に、相手法人に情報提供を求め、その識別可能純資産の公正価値および暖簾価値まで試算した。

いや、そんな及び腰では、持分統合など、まず実現しない。実は、最初にM&Aの専門家が積極的にシナリオを書き、舞台装置を用意し、登場人物を選り、全体のドラマを演出して、やっと持分統合が成立したのであった。もし人選を誤って、1株あたり純資産の簿価（book value per share）が公正価値であると勘違いするほどの大根役者を、この巨大ドラマの舞台に登場させたら、せっかく準備したシナリオと舞台装置がぶち壊しになるところであった。

したがって、双方の株主は大根役者でない。それが証拠には、新しい企業体が発足するまでに、第1に、双方の法人が採用してきた会計方針には重大な相違があること、第2に、双方の法人の識別可能純資産の公正価値と帳簿価額とに重大な開きがあること、を見抜いた。

上記の第1点に関して、IASCは次のとおり対処した。すなわち、新企業体において会計方針を一元化（変更）するに伴って、双方の帳簿価額を修正すること、それに応じて、この新会計方針を、新企業体の財務諸表で比較表示する期間の先頭年度の年初まで遡及させ、過年度の帳簿価額

をも修正すること、を是認した²⁴。

ところが、第2点に関して、IASCは何の対処もせず、杓子定規に歴史的原価を盾にとって、従来の帳簿価額を結合後の企業体に強制的に引き継がせた。そう定めたからといって、IASCが大根役者を選した、と批判をする積もりは、筆者に毛頭ない。冷静かつ客観的に検証したい。現行プーリング法の本質と論拠は何か。あいにくIASCは、その論拠につき沈黙する。仕方がないから、プーリング法で長い歴史と豊富な経験を積んで進化してきた、現行の米国基準を次に参照しよう。

2つ以上の法人が持分証券を交換し所有持分を統合する企業結合は、プーリング法によって会計処理する。〔その結合を〕取得 (acquisition) としては認定しない、その理由は結合構成法人 (constituents) の資源が流出せずに結合が成立したためである。〔統合後の企業体において、従来の〕所有者持分を〔帳簿価額のまま〕引き継ぎ、従来の会計基準 (the former basis of accounting) も踏襲する²⁵。(抄訳と〔・・〕内の補足は筆者)

つまり、2つ以上の会計主体が結合したのは確かだが、その結合には何ら経済価値の犠牲をとらななかった。双方の資産、負債、資本は何ら変動しなかった。よって、双方の財務諸表を合算すれば、それで結合後の経営成績と財政状態を適正に表示できるとAICPA (APB、会計原則委員会) は判断した。従来の2つの会計主体が「存続」すると考え²⁶、新しい会計主体が「発足」したとまでは認定しなかった (1970)。しかし、その1年後にAPBは、会計上の諸変更 (accounting changes) をめぐって、会計情報の期間比較性を向上させるために、報告主体の変更 (changes in the reporting entity) として、プーリング結合を再認識し、次のような婉曲表現ながら、持分統合した後の企業体を報告主体 (= 会計主体) であると認めた (1971)。

プーリング法によって会計処理する企業結合は、結果として、〔従来とは〕異なる報告主体 (a different reporting entity) となる。²⁷ (抄訳と〔・・〕内の補足は筆者)

以上から、プーリング法の本質と論拠は、第1に、従来の会計主体の存続 (永続企業仮説)、第2に、歴史的原価仮説 (貨幣価値不変の仮説) であることが判明した。持分統合に対して、これら2つの仮説 (公準) を当てはめたことが、果たして適切であったか否かを、次に検証する。

第1に、永続企業仮説の検証である。そもそも、永続企業仮説とは、反証が現れないかぎり、その企業は永久に存続すると仮定する会計学的合意である。ここで筆者は反証を提出する。第1の反証は、従来の会計主体はモヌケの殻である。双方の事業は、従来の会計主体から離れて、新しい企業体に引き継がれてしまった。従来の会計主体が存続している証拠は、法的形式において、確認されるのみである。第2の反証は、双方の事業が、完全な一操業単位 (one complete operating unit) として、もはや識別可能、分離可能な状態では存在しない。従来の事業は、新しい企業体において再編成され、せいぜいセグメントとして位置づけられるのみである。このような会計主体の激変がおきたからこそ、持分統合を機に、連結財務諸表を作成する必要性が生じたのであった。

第2に、歴史的原価仮説の検証である。これは、歴史的原価を会計的測定の基本とすることを要請する。その論拠は、貨幣価値不変仮説にある。しかし、現実の貨幣価値は変動する。歴史的原価による測定誤差は、うまいことに、複式簿記機構をとおして自動修正される。たとえば、減

償却費の測定誤差は固定資産処分損益によって事後的に矯正される。かように、貨幣価値変動が現実引きおこした測定誤差は許容限界内に納まる。よって、歴史的な原価は会計的測定に有効で、検証可能性に優れ、測定結果は信頼できる、とする会計学的合意となった。そして、歴史的な原価仮説は、近代会計学に精密なトランザクション・アプローチの構築を促進し、それを正当化した。

トランザクション・アプローチは、会計主体の入口と出口を通過した経済価値に着目し、それらを精密に測定すれば、その結果として、内部に蓄積された経済価値も算出されるので、大変に便利で、しかも効率的な一挙両得のシステムである。ところが、会計主体の発足時点から永年にわたって、ゴム紐のように延び縮みする歴史的な原価を測定に使うと、測定誤差は蓄積され、許容限界を超えてしまう。これが、トランザクション・アプローチのもつ宿命的な欠陥である。歴史的な原価の測定誤差は、資本の部に蓄積され、その累積誤差は、貸借対照表が示す純資産簿価の信頼性を破壊するに至るのである。

したがって、永続企業仮説に対する反証が出現したつど、歴史的な原価仮説を捨てて、公正価値に切り替えて、資本を再測定しなければならない。このような再測定を会計人に強いる論拠も、また歴史的な原価仮説の要請である。永続企業仮説と歴史的な原価仮説は、会計人にとって金科玉条であってはならない。これらは近代会計学を成立させた仮説にすぎず、絶対不変の真理ではないのである。

以上の検証を踏まえて、筆者の主張は、持分統合は従来の各会計主体の終焉であり、それと同時に、新会計主体の発足である認定すべきである、となる。したがって、持分統合の成立を機に、従来の歴史的な原価による累積測定誤差（「含み益」または「含み損」）を公正価値によって修正し、その結果を新会計主体の開始残高に反映させるべきである。新会計主体の発足後における通常の会計処理は、永続企業仮説と歴史的な原価仮説へ復帰して差し支えない、のである。

この主張にもとづく会計処理を「公正価値プーリング法」、IASCの会計処理を「現行プーリング」と呼ぶことにする²⁸。

VII 公正価値プーリング法への展開

すでに現行プーリング法の会計処理解説の導入部（V節）で触れたように、持分統合が成立するためには、どちらか一方の法人が議決権株式を発行し、それを株式交換に供する。現行プーリング法の会計処理においては、こうして発行された普通株式の経済価値が、交換相手の法人の純資産簿価に等しいと評価した。現行プーリング法は、法的形式（2法人の法的主体の存続）に拘泥しすぎて、発行された普通株式の公正価値を無視し、会計処理に経済的実質を反映させなかった。

双方の株主でさえ、交換する株式の公正価値と相手法人の純資産の公正価値を事前に試算し、次の2種類の差額に注目した。

(1) 相手法人の純資産をめぐる公正価値と帳簿価額との差額

(2) 交換に供する株式の公正価値と相手法人の純資産をめぐる公正価値との差額

これら2種類の差額を勘案し、他に考え得る限りの代替的な選択肢と比べても、株式交換による持分統合のほうが、株主にもっとも有利な選択である、との判断に事前に達したのであった。

そこで、前節（Ⅵ）での筆者の主張を組み込み、「公正価値プーリング法」の会計処理を、次に提示する。解説の便宜から、現行プーリング法（Ⅵ）で使った設例を、繰り返して用いる。

B社の総勘定元帳における再評価仕訳

（借） 有形固定資産勘定 xxxxx① （貸） 払込資本再評価差額 xxxxx②

①＝②＝Σ B社の各資産勘定（公正価値－帳簿価額）＝A社の総勘定元帳においても同様に「払込資本」を再評価する。

A社の総勘定元帳における結合仕訳

《過半数の議決権株式を交換》

（借） 投資（B社普通株式） xxxxx③ （貸） 資本金（A社） xxxxx⑤
 一般管理費 xxxxx④ 資本剰余金（A社） xxxxx⑥
 利益剰余金（A社） xxxxx⑦
 当座預金 xxxxx⑧

③＝株式交換のために交付したA社議決権株式の公正価値。

④＝⑧＝持分統合を実行するための支出。

⑤＝（A社が交付した株数）×（A社議決権株式の額面価額）。

⑥＝（再評価後のB社払込資本総額）－⑤

＝（B社の資本金）＋（B社資本剰余金）＋（B社の払込資本再評価差額②）－⑤

⑦＝B社の利益剰余金

＝B社の創立以来の利益剰余金（簿価）をA社の利益剰余金として引き継ぐ

＝利益剰余金は、法律上の配当可能利益であるため、再評価してはならない。

A社の連結精算表における消去仕訳

《内部持分を消去》

（借） 資本金（B社） xxxxx⑨ （貸） 投資（B社普通株式） xxxxx⑬
 資本資本剰余金 xxxxx⑩ 少数株主持分 xxxxx⑭
 利益剰余金（B社） xxxxx⑪
 払込資本再評価差額（B社） xxxxx⑫
 払込資本再評価差額（B社） xxxxx⑮

⑨＋⑩＋⑪＝B社の資本の部合計（簿価）。

⑫＝②

＝Σ B社資産勘定（公正価値－帳簿価額）

⑬＝③

⑭＝③×（1－A社持株割合）＝⑬×（1－A社持株割合）。

⑮＝〔交換された株式の公正価値⑬〕＋〔少数株主持分の公正価値⑭〕－〔B法人の識別可能純資産の公正価値（⑨＋⑩＋⑪＋⑫）〕

上記の消去仕訳⑮は、(パーチェイス法で暖簾と認定されるが)、公正価値プーリング法では自生暖簾(内部暖簾)になってしまう。したがって、暖簾として計上してはならない。つまり、B社の払込資本再評価差額勘定を使って調整する。上記の消去仕訳では、提示した会計処理を明解にする意図から、⑫と⑮の金額は別々に示したが、両者は合算して差し支えない。

我が国の多くの合併交渉においては、金融機関が信用供与を停止する間際まで待って、買い叩く戦術が伝統的に採られてきた。とりわけ、我が国の会計実務では、合併法人が獲得した純資産を(被合併法人での)帳簿価額のままで引き継いできた。そのような特異な会計実務は、国際的に顧れば、中途半端で不可解な会計処理で、パーチェイス法と現行プーリング法を換骨奪胎した会計処理であったことになる。そのような過去の会計実務を投影した歴史的原価データが、延々と引き継がれて、今日の帳簿価額を形成したのである。その過程で「暖簾」や「合併差益」の計上は公然と回避され、含み損や含み益として延々と隠蔽し続けてきた、特異な裏面史が我が国の会計実務にはある。

そのために、パーチェイス法と公正価値プーリング法を、我が国の会計基準として採択すれば、被合併会社の純資産は公正価値で再評価されるから、従来はオフバランスとされた含み損ないし含み益が、合併後の貸借対照表にオンバランス化する。そして、株主および債権者は、合併後の財務諸表から、合併後の実力(たとえば、再評価後の総資産利益率、再評価後の自己資本利益率など)を読みとれるようになる。

過去に幾度も合併を繰り返した企業では、巨額の含み損ないし含み益が出現するケースが、特に我が国では増えよう。したがって、合併を含む企業結合に対して、企業資本を公正価値で再評価する会計基準を是非とも設定してもらいたい。それが日本企業の透明度を、ひいては日本市場の透明度を高める施策となる。いま、経済覇権めぐって熾烈な企業間競争と地球規模で業界再編が進んでいる。あたかも戦国時代の城攻めのように、世界を見据え、合併を含めた企業結合は企業経営の基本戦略として広く採用されるに至った。我が国でも、合併会計基準の緊急な整備が待たれる。

参考文献など

- 1) 田中誠二『再全訂 会社法評論(下巻)』(勁草書房、1981), p. 1091.
- 2) 米国財務会計基準(合併・分割)研究委員会『合併会計をめぐる米国財務会計基準の動向』(財団法人企業財務制度研究会、1996), pp.3-4.
- 3) 竹田昌輔『会社合併の税務(七訂版)』(税務経理協会、1990), pp.38-39.
- 4) 財産評価基本通達(昭和39、直資56)
- 5) 合併では、次の三者(合併法人、被合併法人、被合併法人の株主)に課税関係が生じる。合併法人には「評価益に相当する合併差益」、被合併法人には「清算にともなう所得」、被合併法人の株主には「みなし配当」である。
- 6) たとえば、日本会計研究学会のグループ調査「会社合併・分割会計研究」(昭和54~55)によると、当時の過去5年間に合併した大規模会社349社に対してアンケート調査したところ、回答のあった116社(33%)のうち、被合併会社での帳簿価額を採用した例は98社(回答会社の約85%)にのぼった。
- 7) IASC, IAS 22 (revised 1998) Business Combinations, pars. 17-64, in *International Accounting Standards 1999* (London, 1999), pp.1119-1135.
- 8) 国際基準では、取得(acquisition、企業結合の当事会社のどちらか一方が、取得法人[acquirer]であると判定される場合)に対して、パーチェイス法を強制適用する。Ibid., pars. 17-18. 米国基準によれば、プーリング法の適用要件(自治要件、独立要件、単一取引要件、株式交換要件など特定12要件の全部に該当する場合に限る)に該当しない企業結合に対して、パーチェイス法を強制適用する。AICPA, APB Opinion No.16, Business Combinations, pars. 46-48 in *FASB Original Pronouncements 1999/2000 Vol.II* (New York, 1999), pp.209-

212.

- 9) 貨幣項目 (monetary items) とは、将来において決済ないし交換されるべき通貨とその数量が予め約定された資産および負債を総称する。たとえば、売掛金、貸付金は貨幣資産 (monetary assets)、買掛金、借入金などは貨幣負債 (monetary liabilities) である。将来に決済される通貨とその数量を一旦約定すれば、指定期日までに、いかなる天変地異、物価変動、為替変動、金利変動が起きようとも、過去に約定された通貨数量で決済される。非貨幣項目 (nonmonetary items) とは、将来において決済ないし交換されるべき貨幣とその数量が予め約定されていない資産および負債を総称する。たとえば、前払費用、棚卸資産、有形固定資産、無形固定資産などは非貨幣資産 (nonmonetary assets)、商品券、前受収益などは非貨幣負債 (nonmonetary liabilities) である。
- 10) IASC, op. cit., pars. 61-63
- 11) 米国基準は、歴史的な原価主義会計を盾にとって、取得法人が犠牲に供した経済価値、すなわち投資勘定の原価を、獲得した純資産の公正価額が超過してはならないとの前提を設けた。つまり、企業結合によって引き継いだ識別可能な非流動資産の公正価額を圧縮する会計処理を採用し、それによって、消極暖簾を抹消する方法を選んだ。AICPA, op. cit., pars. 91-92.
- 12) IASC, op. cit., par. 64.
- 13) 米国基準では、非流動資産がゼロになるまで圧縮し (ただし、非流動資産の中で、取引所の相場がある投資有価証券は、圧縮から除外)、それでも、なお消極暖簾が抹消されずに残れば、その残余部分は繰延収益 (a deferred credit) として表示し、40年以内に体系的な方法で償却して、利益に計上しなければならないとした。しかも念入りに、取得日の時点での消極暖簾は、如何なる部分も資本の部に直接に加算することを禁じた。AICPA, op. cit., pars. 91-92.
- 14) 国際基準の段落62における (b) は米国基準とは正反対の会計処理である。
- 15) IASC, op. cit., par. 77.
- 16) IASC, op. cit., par. 13.
- 17) 本文中の設例とは違う方法でも、もちろん持分統合は成立する。たとえば、AB両法人が対等の共同出資で、C法人を設立し、C法人の株式を使って、AB双方の過半数の株式と交換する方法である。この設例だと、いっそう会計処理が複雑になるから、もっとも単純な設例を本文中で準備して、会計処理を提示した。
- 18) 理論上は、結合においてどの法人が発行体の役割をするのかを決定することは、単なる便宜の問題である。双方の持分は寄せ集められるだけであり、片方の株主達の持分が増えもしないし、他方の株主達の持分が減りもしない。つまり、プーリング結合では、どちらが取得法人が被取得法人であるかを判別する必要がない。Paul Pacter, *Accounting for Business Combinations in Carmichael, et al. eds. Accountants' Handbook 9th ed. Vol. I* (Toronto, 1999), p. 8.3.
- 19) 諸リスクと諸便益を相互に共有し合う関係の成立要件は、(a) 双方の議決権つき普通株式の事実上の過半数 (substantial majority) を交換または合同すること、(b) 双方の法人の公正価額に重大な開きがないこと、(c) 双方の株主は、結合前と相対的に同じ議決権と持株割合を結合後も実質的に確保すること、とされる。IASC, op. cit., par. 15.
- 20) 国際基準に準拠する会計処理の解説であるため、我が国の商法の規定を無視し、法定資本を額面総額に一致させる会計処理を、意図的に採用した。
- 21) プーリング法の適用によって作成される「combined financial statements」を直訳すると「結合財務諸表」となるが、本論文においては「合算財務諸表」を採用した。「結合」は多岐にわたる意味で使われ、その紛らわしさを避けるためである。なお、「合算」とはいつても、「連結」と同様に、重複する勘定科目と金額は精算表において消去する。
- 22) 持分融合 (a fusion of equity interests) という用語は、プーリング結合の概念を説明するための便宜として使われたにすぎない。AICPA, op. cit., par. 13. ちなみに、米国基準では、企業結合の形態をさすプーリング結合 (pooling of interests) と、その会計処理方法をさすプーリング法 (pooling of interests method) の両方に、プーリング (pooling of interests) の語が使われる。
- 23) 取得 (acquisition) は、「貴方の物は私の物、私の物は私の物」という関係で表現できる。
- 24) IASC, op. cit., par. 81.
- 25) AICPA, op. cit., par. 12.
- 26) プーリング法の会計処理は、結合された持分の存続という概念 (the concept of continuity of the combined

interests) を織り込み、双方の資産、負債、資本を従来の帳簿価額で合算する。Paul Pacter, op. cit., p. 8.3.

27) AICPA, APB Opinion No. 20, Accounting changes, par. 12 in *FASB Original Pronouncements 1999/2000 Vol.II* (New York, 1999), p. 247.

28) 公正価額を用いるプーリング法は、論者によって呼称と会計処理法に違いがあるが、すでに下記の文献で提唱されてきた。

Arthur R. Wyatt, Inequities in Accounting for Business Combinations in *Financial Executives* (Dec. 1972), p. 35.

武田安弘『企業結合会計の研究』(白桃書房、1982), pp. 381-382.

立川明義「企業合併における会計処理法の研究」『経営情報科学』vol. 11 (東京情報大学、1999. 3), pp. 85-107.

佐藤真良「株式移転による共同持株会社の創設と公正価額プーリング会計」『JICPA ジャーナル』vol. 12 No. 4 (日本公認会計士協会、2000. 4), pp. 43-46.

Journal of Tokyo University of Information Sciences

Reprinted from Vol.4 No.2・3

Yoshiteru Kojima

Fair Value Accounting for Acquisitions, Mergers,
and Unitings of Interest
Studies on Accounting for Changing Prices No.4



2001. 3

Published by Tokyo University of Information Sciences
